

小千谷市 令和7年 新卒者 拡充 奨学金補助

おぢやごころ奨学金返還支援事業

奨学金返還補助

最大 **200** 万円

最長 **10** 年間



奨学金を返還しながらの生活はつらい...



大丈夫!

小千谷なら“おぢやごころ”があるよ!



ミライは

自分らしく楽しめる!

お問い合わせ

小千谷市

商工振興課 U・I ターン支援室

TEL.0258-83-3556 FAX.0258-83-2789

E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp



おぢやごころ奨学金 返還支援事業って？

奨学金を返還しながら働く若者を支援する「おぢやごころ奨学金返還支援事業」。

今年度U・Iターンで就職する若者の移住も、既に小千谷に住んで働いている若者の定住も支援する「おやごころ(親心)」の気持ちを込めて、官民連携で実施します。支援期間最長10年、最大支援額200万円の規模は県内でもトップクラス！小千谷で無理なく新生活を楽しみませんか。

対象

次の要件すべてに該当する方

- ☒ 奨学金を返還中で本市に住民登録※1がある方
- ☒ 初回申請時の年齢が35歳未満で、かつ申請日から10年以上定住する意思がある方
- ☒ 事業所に正規雇用※2されている方(公務員対象外)

※1 令和8年1月1日時点で住民登録されている方

※2 事業所に常雇用された方で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約(雇入期間に定めないのもであって、1週間の所定労働時間が30時間以上)に基づき雇用された方

※ 市税などを滞納している方、暴力団、暴力団員と関係がある方は対象外となります

補助金額・交付期間

補助対象期間 **最長10年間**

今年返還した奨学金から対象
(令和7年度は前年度分も対象)



[補助金の額及び補助金の率]

就業地	市外事業所		市内事業所		市内協力事業所	
補助率	1/2		2/3		3/3	
移住定住区分	U・Iターン者	その他の者	U・Iターン者	その他の者	U・Iターン者	その他の者
令和7年補助上限額	140,000円	70,000円	210,000円	105,000円	350,000円	175,000円
うち令和6年4月～12月に返還した奨学金に対する補助上限額	60,000円	30,000円	90,000円	45,000円	150,000円	75,000円
うち令和7年1月～12月に返還した奨学金に対する補助上限額	80,000円	40,000円	120,000円	60,000円	200,000円	100,000円

■U・Iターン者:令和6年4月以降に転入した方

※住民票を小千谷市に預けたまま市外に居住していた場合もU・Iターン者とみなします。(7ア等奨学金の提出が必要)

※令和6年4月就労のため、4月以前に転入した場合も、U・Iターン者とみなします。

■令和7年度補助対象期間=令和6年4月1日～令和7年12月31日に返還した金額が対象(最大21か月分)

※ただし令和7年度のみ経過措置(令和8年度以降は、その年の1月～12月に返還した額のみ対象)

[協力事業所制度]

市内事業所で、協力事業所として登録し、上乗せ分を負担していたことで、雇用する従業員の補助率を高くすることができる制度です。

[協力事業所登録受付期間] 随時受付

令和7年度 受付期間・申請方法

[受付期間] **4月1日(火)～12月26日(金)**

[請求期間] **令和8年1月5日(月)～2月27日(金)**

[申請方法]

- ① 窓口で申請書を受領または、小千谷市ホームページからダウンロード
- ② 受付期間内に申請書提出(申請書、誓約書、添付書類)
- ③ 市から決定通知を送付
- ④ 支払請求期間に請求書提出(1～2月)
- ⑤ 住民登録、提出書類を確認後、市から確定通知送付。補助金支払い(1月～3月)



お問い合わせ

小千谷市

商工振興課 U・Iターン支援室

TEL.0258-83-3556

FAX.0258-83-2789

E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

補助金については
こちらから >>>



補助金オンライン
申請はこちらから >>>

